

佐賀県条例の形式の左横書きの実施に関する条例をここに公布する。

平成二十四年七月九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十五号

佐賀県条例の形式の左横書きの実施に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例(以下「既存条例」という。)(の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(既存条例の形式の改正)

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存条例における右方又は上方は、この条例による改正後の既存条例(以下「改正後条例」という。)(においてはそれぞれ上方又は左方とする。
- 二 改正後条例における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存条例における文字の配置と同様とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)(及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するため用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>字</p>	
<p>五 表中その内容を第一次の段階で細分するため用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>七 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>八 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>九 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十 項番号のない項</p>	<p>アラビア数字による項番号を付した項</p>
<p>十一 漢数字次に掲げるものを除く。 イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>

<p>二 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p> <p>ホ 第一号、第二号及び第五号に定めるもの</p>	
<p>十二 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>
<p>十三 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>上記</p>
<p>十四 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>十五 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>十六 よつ音に用いる「ゃ」「ゅ」「ょ」「や」「ゆ」「よ」「若しくは」又は促音に用いる「っ」「若しくは」</p>	<p>それぞれ「ゃ」「ゅ」「ょ」「や」「ゆ」「よ」「若しくは」「よ」「又は」「っ」「若しくは」</p>

- 2 前項の表第十二号及び第十三号の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
 - 3 第一項の表第三号から第九号まで及び第十二号から第十六号までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
 - 4 前三項の規定によることが適当でないとき、知事が定めるところによる。
- (委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。